

防衛省とKDD I 株式会社との間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定第12条第2項の規定に基づき、この細部確認書を定める。

平成25年11月1日

防衛省運用企画局情報通信・研究課長

青木 健至



KDD I 株式会社

防衛省とKDD I 株式会社との間の災害時における通信の確保のための相互協力
に関する協定の細部確認書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定により作成する防衛省防災業務計画及び同法第39条第1項の規定により作成するKDD I 株式会社の防災業務計画に基づき、災害時における通信の確保のための防衛省（以下「甲」という。）及びKDD I 株式会社（以下「乙」という。）の間の相互協力の要領並びに当該協力のための連絡調整及び訓練の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

本条は、この協定の趣旨を規定している。

KDD I 株式会社（以下「乙」という。）は災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関であり、同条第3号に規定する指定行政機関である防衛省（以下「甲」という。）とは、同法その他災害に関する法令において防災に関する措置を円滑かつ適切に遂行するために相互に協力することとされている。

この協定に規定する災害とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいうが、この協定による実質的な協力の場面は、第4条及び第5条に規定するとおり、自衛隊法第83条第1項本文の規定により派遣された甲の部隊等と乙との間における相互協力である。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲及び乙は、災害時において必要な情報を共有するため、隨時、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、災害時の連絡体制を平素から確立させておくものとする。

2 甲及び乙は、災害が発生したときは、前項の連絡体制が機能するよう、速やかに適切な態勢をとるものとする。

本条は、災害の発生に備えた平素からの連絡体制の確立及び災害時の対応について規定している。

第1項で想定している連絡体制とは、具体的には以下のとおりである。

(1) 震度5弱以上の地震の発生時における連絡体制として、甲乙間の窓口となる電話番号をあらかじめ明らかにしておくほか、地震の発生時に窓口となる電話番号が使用できない場合に備え、担当者間で携帯電話等により連絡を取ることができる状態にしておくこととする。

(2) その他の災害の場合の対応については、前号に規定する連絡体制を参考に、地域協定で定めることとする。

このような連絡体制を確立するためには、平素から最新の連絡先、責任者等の情報を把握しておく必要があることから、定期的に連絡先、責任者等の情報を提供することについて定めている。

また、甲と乙は、人事異動、組織改編等に伴う連絡先、責任者等の変更があった場合には、別紙様式により、相手方に対して遅滞なくその旨を連絡することとする。

第2項で想定している態勢とは、具体的には以下のとおりである。

(1) 震度5弱以上の地震の発生時には、担当者が職場外にいる場合に、各人の職場に移動することは必ずしも求められないが、携帯電話が受信できるような場所に移動するなどの対応をとることとする。

(2) その他の災害の場合の対応については、地域協定で定めることとする。

(災害時における情報共有)

第3条 甲及び乙は、それぞれが次条及び第5条に規定する活動を円滑に実施するため、災害時における被災情報及びそれぞれの活動状況の共有に努めるものとする。

本条は、自衛隊法第83条第1項の規定による要請の状況、当該要請を受けて活動する甲の部隊等の状況、甲が部隊運用等により収集した地域の被災状況、乙の電気通信設備の被災状況、被災した乙の電気通信設備の復旧のための乙の活動状況、乙が各通信設備からの警報等により収集した被災状況等に関する情報の共有について規定している。

(電気通信設備の優先的な利用)

第4条 甲は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定により都道府県知事から要請を受けて活動している場合において、当該活動のために、当該都道府県知事の管轄する区域において災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用が必要であると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該利用の確保について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を乙に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から乙に対し、甲による乙の電気通信設備の優先的な利用の確保について要請があったときは、乙は甲が必要とする電気通信設備を優先的に利用させるものとする。

本条は、自衛隊法第83条第1項の規定による要請を受けて活動する甲の部隊等が災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用を求める手続を確認的に規定している。想定する措置は、乙の端末機器（衛星携帯電話、衛星電話、携帯電話及びデータ端末）を使用した通信サービスを迅速に提供することである。当該利用は、都道府県を通じた借受けによる。

甲は、本条に規定する要請を都道府県知事に対し行おうとするときは、双方が混乱なく迅速に協力を行うために、事前に乙に対して要請内容を通報し、調整を行うこととする。

(労務の確保等についての応援)

第5条 乙は、災害により乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため特に必要があると認めるときは、当該電気通信設備が所在する区域を管轄する都道府県知事に対して、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される甲の部隊等（同法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）による応援（災害対策基本法第80条第2項に規定する応援をいう。以下同じ。）について要請を行うとともに、当該要請を行った旨を速やかに甲に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から甲に対し、当該応援について要請があったときは、災害対策基本法第80条第2項に規定するところにより、これを拒む正当な理由がない限り、甲は乙が必要とする応援を行うものとする。

本条は、災害により、乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため、災害対策基本法第80条第2項の規定による労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を乙が甲に対して求める場合の手続を確認的に規定している。

「自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される」とは、現に派遣されている場合のみならず、本条第1項の規定による乙から都道府県知事に対する要請に基づいて初めて（都道府県知事から甲に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請があり）甲の部隊等が派遣される場合を含む。

当該応援に当たっては、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の人員、装備又は施設のいずれの使用も想定する。

応援の具体例は、それぞれ次のとおりとする。特に、物品の提供に当たっては、法令に規定されている要件等に留意する。

- ①労務：輸送、障害物の撤去
- ②施設：物資の集積場所・宿泊施設の使用許可
- ③設備：電気通信設備・電力設備の使用許可
- ④物資：燃料・資材の提供、機材の貸出し

乙は、本条に規定する要請を都道府県知事に対し行おうとするときは、双方が混乱なく迅速に協力を行うために、事前に甲に対して要請内容を通報し、調整を行うこととする。

(経費の求償等)

第6条 甲及び乙は、前2条の規定に基づく措置について、それぞれの相手方に対して、経費を求償し、又は損失の補填を求めないことを原則とする。

本条は、第4条及び第5条の規定に基づき甲及び乙が行った活動については、原則として、それぞれの相手方に対して経費の求償をし、又は損失の補填を求めないことを規定している。甲による乙の通信設備の優先的な利用の確保についての要請及び乙による通信の復旧のために必要な甲の部隊等による応援の要請は、いずれも都道府県知事を経由して行われることに鑑み、甲と乙がそれぞれ行った活動についての経費は相互に請求することとはしないことを原則としたものであるが、不法行為による損害賠償請求権が発生した場合等については、この限りでない。

(相互協力に係る協議)

第7条 前3条に規定するもののほか、災害時における相互協力に関し必要な事項は、甲及び乙の間の協議により定める。

本条は、都道府県知事の要請がないなど個別の状況によっては、災害時における通信の確保について前3条に規定する事項以外にも相互に協定すべき事項が生じる可能性があることから、その場合には甲と乙とが協議して定める旨を規定している。

本条により協議して定めることとされた事項は、甲と乙とがそれぞれの活動に支障を来さない範囲で行うものとするが、甲、乙とも、災害対策基本法上の指定行政機関及び指定公共機関としての責務を十分果たすよう、互いに協力することとする。

(定期的な訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、訓練内容等を協議の上、年1回以上協同して訓練を行うものとする。

本条は、第4条及び第5条の規定により協力を行う際に甲と乙が円滑に連携することができ るよう定期的に協同して訓練を行うことを規定している。

この協同訓練については、事前に双方で時期、内容等について協議した上で、年間の予定を 決定し、年1回以上行うものとする。この訓練は、甲、乙それぞれが、指定行政機関及び指定 公共機関としての責務として行うものであるため、訓練に係る費用については各々が負担する。

この協定に基づく訓練としては、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のうち、複数 の自衛隊の部隊等と乙の広域的ネットワークとが協同して行う大規模な訓練のほか、甲の陸上 自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のいずれかの部隊等と当該部隊等との協力が想定される乙 の各地域事業本部等とが協同して行うなどの小規模な訓練も含まれる。

訓練を計画する際には、甲乙双方の隊員及び職員の練度向上に資する訓練内容となるよう留 意して計画を立てることとする。

(定期的な会議の開催)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡調整のための会議を年1回以上開催するものとす る。

本条は、連絡調整のための会議を年1回以上行うことを規定している。

この会議においては、甲と乙とが協同して行う訓練の日程や内容についての確認を行うとと もに、訓練や災害時における協力についての意見交換等を行うものとする。

(情報の管理の徹底)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力によって知り得た情報の管理を徹底するものと し、その方策については、双方で協議するものとする。

甲の通信に係る情報、我が国の電気通信設備に関する情報等が漏えいした場合には、我が国 の安全保障において重大な支障を来すことが有り得ること、また、乙の電気通信設備に関する 情報等が漏えいした場合には、乙の事業活動において重大な支障を来すことが有り得ることか ら、本条は、甲と乙とが、この協定に基づく協力によって知り得た情報については、公知の情報 を除き、情報の管理について特に徹底すること、また、その方策については、法令及び規則類 に基づき、双方で適切に協議することを規定している。

(地域協定)

第11条 甲の指定する部隊等と乙の指定する総支社との間においては、この協定に基づく協力について、地域の実情に応じた措置を規定するための地域協定を締結することができる。

本条は、災害時における協力については各地域の実情に応じた対応が必要であることに鑑み、甲の部隊等と乙の総支社とが、災害時における通信のための相互協力に関し、この協定に基づき、地域の実情に応じた協定を締結することができることを規定している。

ここにいう甲の部隊等とは、陸上自衛隊の方面隊とする。ただし、地域の状況等に応じて特に必要がある場合は、甲と乙との協議の上、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等を地域協定の締結主体とすることができる。

(その他)

第12条 この協定は、2通作成し、甲及び乙が各1通を保管するものとする。

2 この協定に定めるものほか、この協定の施行に関し必要な事項は、甲及び乙のこの協定を所管する部署の間で定める。

3 この協定の改廃は、甲及び乙の間の合意がなければ、その効力を生じない。

(細部確認事項なし。)

附 則

この協定は、平成25年11月1日から施行する。

この協定は、締結の日である平成25年11月1日から施行することを定めている。

別紙様式

変更事項通知書

年 月 日

殿

(省名・社名)

(部署)

氏名

連絡先

担当者

担当部署

その他 ()

について変更がありましたので、通知します。

旧	新	備考

防衛省とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定第12条第2項の規定に基づき、この細部確認書を定める。

平成23年6月30日

防衛省運用企画局情報通信・研究課長

櫻井克則



エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社



防衛省とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定の細部確認書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令並びに同法第36条第1項の規定により作成する防衛省防災業務計画及び同法第39条第1項の規定により作成するエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の防災業務計画に基づいて、災害時における通信の確保のための防衛省（以下「甲」という。）とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「乙」という。）との間の相互協力要領並びに当該協力のための連絡調整及び訓練の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

本条は、この協定の趣旨を規定している。

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「乙」という。）は災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関であり、同条第3号に規定する指定行政機関である防衛省（以下「甲」という。）とは、同法その他災害に関する法令において防災に関する措置を円滑かつ適切に遂行するために相互に協力することとされている。

なお、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の防災業務計画とは、災害対策基本法第39条第1項の規定により日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが共同して作成する防災業務計画を指す。

この協定に規定する災害とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいうが、この協定による実質的な協力の場面は、第4条及び第5条に規定するとおり、自衛隊法第83条第1項本文の規定により派遣された甲の部隊等と乙との間における相互協力である。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲と乙は、災害時に必要な情報を共有するため、あらかじめ連絡体制を確立させるものとする。

2 前項の場合において、甲と乙は、連絡先、責任者等の情報を隨時、相互に提供するものとする。

3 災害が発生したときは、第1項の連絡体制が機能するよう、甲と乙は速やかにそれぞれ適切な態勢をとるものとする。

本条は、災害の発生に備えた平素からの連絡体制の確立及び災害時の対応について規定している。

第1項で想定している連絡体制とは、具体的には以下のとおりである。

(1) 震度5弱以上の地震の発生時における連絡体制として、甲乙間で窓口となる電話番号をあらかじめ明らかにしておくほか、地震の発生時に窓口となる電話番号が使用できない場合に備え、担当者間で携帯電話等により連絡を取ることができる状態にしておくこととする。

(2) その他の災害の場合の対応については、前号に規定する連絡体制を参考に、地域協定で定めることとする。

第2項は、災害時において担当部署が必要な連絡を速やかに取るためには、平素から最新の連絡先、責任者等の情報を把握しておく必要があることから、定期的に連絡先、責任者等の情報を提供することについて定めている。

そのため、甲と乙は、人事異動、組織改編等に伴う連絡先、責任者等の変更があった場合には、甲については様式第1により、乙については様式第2により、相手方に対して遅滞なくその旨を連絡することとする。

第3項で想定している態勢とは、具体的には以下のとおりである。

(1) 震度5弱以上の地震の発生時には、担当者が職場外にいる場合に、各人の職場に移動することは必ずしも求められないが、携帯電話が受信できるような場所に移動するなどの対応をとることとする。

(2) その他の災害の場合の対応については、地域協定で定めることとする。

(災害時における情報共有)

第3条 甲と乙は、災害時における相互の活動を円滑に実施するため、被災情報及び活動状況の共有に努めるものとする。

本条は、自衛隊法第83条第1項の規定による要請の状況、当該要請を受けて活動する甲の部隊等の状況、甲が部隊運用等により収集した地域の被災状況、乙の電気通信設備の被災状況、被災した乙の電気通信設備の復旧のための乙の活動状況、乙が各通信設備からの警報等により収集した地域の被災状況等に関する情報の共有について規定している。

(電気通信設備の優先的な利用)

第4条 甲は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定により都道府県知事から要請を受けて活動している場合において、当該活動のために、当該都道府県知事の管轄する区域において災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用が必要であると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該利用の確保について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を乙に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から乙に対し、甲の電気通信設備の優先的な利用の確保について要請があったときは、乙は甲が必要とする電気通信設備を優先的に利用させるものとする。

本条は、自衛隊法第83条第1項の規定による要請を受けて活動する甲の部隊等が災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用を求める手続を確認的に規定している。想定する措置は、甲が活動に必要とする乙の電気通信設備を使用した別表に掲げる通信サービスを迅速に提供することである。当該利用は、既存の契約又は新たな契約による。

甲は、本条に規定する要請を行おうとするときは、双方が混乱なく迅速に協力を行うために、事前に乙に対して要請内容を通報し、調整を行うこととする。

(労務の確保等についての応援)

第5条 乙は、災害により乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため特に必要があると認めるときは、当該電気通信設備が所在する区域を管轄する都道府県知事に対して、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される甲の部隊等（同法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）による応援（災害対策基本法第80条第2項に規定する応援をいう。以下同じ。）について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を甲に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から甲に対し、当該応援について要請があつたときは、災害対策基本法第80条第2項に規定するところにより、正当な理由がない限り、甲は乙が必要とする応援を行うものとする。

本条は、災害により、乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため、災害対策基本法第80条第2項の規定による労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を乙が甲に対して求める場合の手続を確認的に規定している。

「自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される」とは、現に派遣されている場合のみならず、本条第1項の乙から都道府県知事に対する要請に基づいて初めて（都道府県知事から甲に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請があり）派遣される場合を含む。

当該応援に当たっては、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の人員、装備又は施設のいずれの使用も想定する。

応援の具体例は、それぞれ次のとおりとする。特に、物品の提供に当たっては、法令に規定されている要件等に留意する。

- ①労務：輸送、障害物の除去
- ②施設：物資の集積場所・宿泊施設の使用許可
- ③設備：電気通信設備・電力設備の使用許可
- ④物資：燃料・資材の提供、機材の貸出し

乙は、本条に規定する要請を行おうとするときは、双方が混乱なく迅速に協力をうるために、事前に甲に対して要請内容を通報し、調整を行うこととする。

(経費の求償等)

第6条 法令の定めるところによるほか、前2条の規定による措置について、相手方に対して、経費を求償し、又は損失の補償を求めるものとする。

本条は、慣例上、自衛隊法第83条第1項の規定による要請を行った都道府県知事と甲との間で、甲の活動に要した通信費を含む経費の負担及び甲の活動による第三者の損失の補償を当該都道府県知事に対して求める協定が締結されていることに鑑み、甲と乙との間では、この協定に基づき行った活動について、法令の定めるところによるものを除き、経費の求償をし、又は損失の補償を求めることがないことを規定している。

(相互協力に係る協議)

第7条 前3条に規定するもののほか、災害時における相互協力に関し必要な事項は、甲乙間の協議により定める。

本条は、都道府県知事の要請がないなど個別の状況によっては、災害時における通信の確保について前3条に規定する事項以外にも相互に協定すべき事項が生じる可能性があることから、その場合には甲と乙とが協議して定める旨を規定している。

本条により協議して行うこととされた協力は、甲と乙とがそれぞれの活動に支障を来さない範囲で行うものとするが、甲、乙とも、災害対策基本法上の指定行政機関及び指定公共機関としての責務を十分果たすよう、互いに協力することとする。

(定期的な訓練の実施)

第8条 甲と乙は、訓練内容等を協議の上、年1回以上協同して訓練を行うものとする。

本条は、第4条及び第5条の規定により協力を実行する際に甲と乙が円滑に連携することができるよう定期的に協同して訓練を行うことを規定している。

この協同訓練については、事前に双方で時期、内容等について協議した上で、年間の予定を決定し、年1回以上行うものとする。この訓練は、甲、乙それぞれが、指定行政機関及び指定公共機関としての責務として行うものであるため、訓練に係る費用については各自が負担する。

この協定に基づく訓練としては、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のうち、複数の自衛隊の部隊等と乙の広域的ネットワークとが協同して行う大規模な訓練のほか、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のいずれかの部隊等と当該部隊等との協力が想定される乙の各地域事業本部等とが協同して行うなどの小規模な訓練も含まれる。

訓練を計画する際には、甲乙双方の隊員及び職員の練度向上に資する訓練内容となるよう留意して計画を立てることとする。

(定期的な会議の開催)

第9条 甲と乙は、この協定に関する連絡調整のための会議を年1回以上開催するものとする。

本条は、連絡調整のための会議を年1回以上行うことと規定している。

この会議においては、甲と乙とが協同して行う訓練の日程や内容についての確認を行うとともに、訓練や災害時における協力についての意見交換等を行うものとする。

(情報の管理の徹底)

第10条 甲と乙は、この協定に基づき知り得た情報の管理を徹底するものとし、その方策については、双方で協議するものとする。

本条は、甲の通信に係る情報、我が国の電気通信設備に関する情報等が漏えいした場合には、我が国安全保障において重大な支障を来すことが有り得ることから、本条は、甲と乙が、この協定に基づき知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理について特に徹底すること、また、その方策については、法令及び規則類に基づき、双方で適切に協議することを規定している。

(地域協定)

第11条 甲の指定する部隊等と乙の指定する事業本部等との間においては、この協定に基づく協力につき、現地の実情に応じた措置を規定するための地域協定を締結することができる。

本条は、災害時における協力については各地域の実情に応じた対応が必要であることに鑑み、甲の部隊等と乙の地域事業本部等とが、災害時における通信の確保のための相互協力に関し、この協定に基づき、現地の実情に応じた協定を締結することができることを規定している。

ここにいう甲の部隊等とは、陸上自衛隊の方面隊とする。ただし、地域の状況等に応じて特に必要がある場合は、甲と乙との協議の上、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等を地域協定の締結主体とすることができる。

(その他)

第12条 この協定は、2通作成し、甲と乙が各1通を保管するものとする。

- 2 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、甲と乙それぞれのこの協定を所管する課室の間で定める。
- 3 この協定の改廃は、甲と乙との間の合意がなければ、その効力を生じない。

(細部確認事項なし。)

附 則

この協定は、平成23年6月30日から施行する。

この協定は、締結の日である平成23年6月30日から施行することを定めている。

(様式第1)

変更事項通知書

年 月 日

(社名)

(部署名)

殿

防衛省 統合幕僚監部
指揮通信システム部 担当

氏名

連絡先

担当者

担当部署

その他 ()

につき変更がありましたので、通知いたします。

旧	新	備考

(様式第2)

変更事項通知書

年 月 日

防衛省 統合幕僚監部
指揮通信システム部 担当 殿

(社名)
(部署名)

氏 名
連絡先

担当者
担当部署
その他 ()

につき変更がありましたので、通知いたします。

旧	新	備考

(別表)

サービス	サービス品目	回線速度
	アナログ専用サービス	帯域項目(音声、3.4kHz)
専用サービス	デイジタル専用サービス (H S D)	64k、128k、192k、256k、384k、512k、768k、 1M、1.5M、3M、4.5M、6M
	県間：デイジタルリーチ (D R) 県内：デイジタルアクセス (D A)	64k、128k、1.5M、6M
	ATMメガリンク	0.5M、1～135M (1M 単位)

防衛省とソフトバンクモバイル株式会社との間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定第12条第2項の規定に基づき、この細部確認書を定める。

平成26年3月11日

防衛省運用企画局情報通信・研究課長

青木 健至

ソフトバンクモバイル株式会社



防衛省とソフトバンクモバイル株式会社との間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定の細部確認書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定により作成する防衛省防災業務計画及び同法第39条第1項の規定により作成するソフトバンクモバイル株式会社の防災業務計画に基づき、災害時における通信の確保のための防衛省（以下「甲」という。）及びソフトバンクモバイル株式会社（以下「乙」という。）の間の相互協力の要領並びに当該協力のための連絡調整及び訓練の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

本条は、この協定の趣旨を規定している。

ソフトバンクモバイル株式会社（以下「乙」という。）は災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関であり、同条第3号に規定する指定行政機関である防衛省（以下「甲」という。）とは、同法その他災害に関する法令において防災に関する措置を円滑かつ適切に遂行するために相互に協力することとされている。

この協定に規定する災害とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいうが、この協定による実質的な協力の場面は、第4条及び第5条に規定するとおり、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣された甲の部隊等と乙との間における相互協力である。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲及び乙は、災害時において必要な情報を共有するため、隨時、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、災害時の連絡体制を平素から確立させておくものとする。

2 甲及び乙は、災害が発生したときは、前項の連絡体制が機能するよう、速やかに適切な態勢をとるものとする。

本条は、災害の発生に備えた平素からの連絡体制の確立及び災害時の対応について規定している。

第1項で想定している連絡体制とは、具体的には以下のとおりである。

- (1) 震度5弱以上の地震の発生時における連絡体制として、甲乙間の窓口となる電話番号をあらかじめ明らかにしておくほか、地震の発生時に窓口となる電話番号が使用できない場合に備え、担当者間で携帯電話等により連絡を取ることができる状態にしておくこととする。
- (2) その他の災害の場合の対応については、前号に規定する連絡体制を参考に、地域協定で定めることとする。

このような連絡体制を確立するためには、平素から最新の連絡先、責任者等の情報を把握しておく必要があることから、定期的に連絡先、責任者等の情報を提供することについて定めている。

また、甲と乙は、人事異動、組織改編等に伴う連絡先、責任者等の変更があった場合には、別紙様式により、相手方に対して遅滞なくその旨を連絡することとする。

第2項で想定している態勢とは、具体的には以下のとおりである。

- (1) 震度5弱以上の地震の発生時には、担当者が職場外にいる場合に、各人の職場に移動することは必ずしも求められないが、携帯電話が受信できるような場所に移動するなどの対応をとることとする。
- (2) その他の災害の場合の対応については、地域協定で定めることとする。

(災害時における情報共有)

第3条 甲及び乙は、それぞれが次条及び第5条に規定する活動を円滑に実施するため、災害時における被災情報及びそれぞれの活動状況の共有に努めるものとする。

本条は、自衛隊法第83条第1項の規定による要請の状況、当該要請を受けて活動する甲の部隊等の状況、甲が部隊運用等により収集した地域の被災状況、乙の電気通信設備の被災状況、被災した乙の電気通信設備の復旧のための乙の活動状況、乙が各通信設備からの警報等により収集した被災状況等に関する情報の共有について規定している。

(電気通信設備の優先的な利用)

第4条 甲は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定により都道府県知事から要請を受けて活動している場合において、当該活動のために、当該都道府県知事の管轄する区域において災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用が必要であると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該利用の確保について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を乙に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から乙に対し、甲による乙の電気通信設備の優先的な利用の確保について要請があったときは、乙は甲が必要とする電気通信設備を優先的に利用させるものとする。

本条は、自衛隊法第83条第1項の規定による要請を受けて活動する甲の部隊等が災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用を求める手続を確認的に規定している。想定する措置は、乙の端末機器(携帯電話、衛星携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、モバイルデータ端末等の通信端末)を使用した通信サービスを迅速に提供することである。当該利用は、都道府県を通じた借受けによる。

甲は、本条に規定する要請を都道府県知事に対し行おうとするときは、双方が混乱なく迅速に協力を行うために、事前に乙に対して要請内容を通報し、調整を行うこととする。

(労務の確保等についての応援)

第5条 乙は、災害により乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため特に必要があると認めるときは、当該電気通信設備が所在する区域を管轄する都道府県知事に対して、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される甲の部隊等（同法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）による応援（災害対策基本法第80条第2項に規定する応援をいう。以下同じ。）について要請を行うとともに、当該要請を行った旨を速やかに甲に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から甲に対し、当該応援について要請があったときは、災害対策基本法第80条第2項に規定するところにより、これを拒む正当な理由がない限り、甲は乙が必要とする応援を行うものとする。

本条は、災害により、乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため、災害対策基本法第80条第2項の規定による労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を乙が甲に対して求める場合の手続を確認的に規定している。

「自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される」とは、現に派遣されている場合のみならず、本条第1項の規定による乙から都道府県知事に対する要請に基づいて初めて（都道府県知事から甲に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請があり）甲の部隊等が派遣される場合を含む。

当該応援に当たっては、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の人員、装備又は施設のいずれの使用も想定する。

応援の具体例は、それぞれ次のとおりとする。特に、物品の提供に当たっては、法令に規定されている要件等に留意する。

- ①労務：輸送、障害物の撤去
- ②施設：物資の集積場所・宿泊施設の使用許可
- ③設備：電気通信設備・電力設備の使用許可
- ④物資：燃料・資材の提供、機材の貸出し

乙は、本条に規定する要請を都道府県知事に対し行おうとするときは、双方が混乱なく迅速に協力をするために、事前に甲に対して要請内容を通報し、調整を行うこととする。

(経費の求償等)

第6条 甲及び乙は、前2条の規定に基づく措置について、それぞれの相手方に対して、経費を求償し、又は損失の補填を求めないことを原則とする。

本条は、第4条及び第5条の規定に基づき甲及び乙が行った活動については、原則として、それぞれの相手方に対して経費の求償をし、又は損失の補償を求めないことを規定している。甲による乙の通信設備の優先的な利用の確保についての要請及び乙による通信の復旧のために必要な甲の部隊等による応援の要請は、いずれも都道府県知事を経由して行われることに鑑み、甲と乙がそれぞれ行った活動についての経費は相互に請求することとはしないことを原則としたものであるが、不法行為による損害賠償請求権が発生した場合等については、この限りでない。

(相互協力に係る協議)

第7条 前3条に規定するもののほか、災害時における相互協力に関し必要な事項は、甲及び乙の間の協議により定める。

本条は、都道府県知事の要請がないなど個別の状況によっては、災害時における通信の確保について前3条に規定する事項以外にも相互に協定すべき事項が生じる可能性があることから、その場合には甲と乙とが協議して定める旨を規定している。

本条により協議して定めることとされた事項は、甲と乙とがそれぞれの活動に支障を来さない範囲で行うものとするが、甲、乙とも、災害対策基本法上の指定行政機関及び指定公共機関としての責務を十分果たすよう、互いに協力することとする。

(定期的な訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、訓練内容等を協議の上、年1回以上協同して訓練を行うものとする。

本条は、第4条及び第5条の規定により協力を行う際に甲と乙が円滑に連携することができるよう定期的に協同して訓練を行うことを規定している。

この協同訓練については、事前に双方で時期、内容等について協議した上で、年間の予定を決定し、年1回以上行うものとする。この訓練は、甲、乙それぞれが、指定行政機関及び指定公共機関としての責務として行うものであるため、訓練に係る費用については各々が負担する。

この協定に基づく訓練としては、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のうち、複数の自衛隊の部隊等と乙の広域的ネットワークとが協同して行う大規模な訓練のほか、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のいずれかの部隊等と当該部隊等との協力が想定される乙の各地域技術部等とが協同して行うなどの小規模な訓練も含まれる。

訓練を計画する際には、甲乙双方の隊員及び職員の練度向上に資する訓練内容となるよう留意して計画を立てることとする。

(定期的な会議の開催)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡調整のための会議を年1回以上開催するものとする。

本条は、連絡調整のための会議を年1回以上行うことを規定している。

この会議においては、甲と乙とが協同して行う訓練の日程や内容についての確認を行うとともに、訓練や災害時における協力についての意見交換等を行うものとする。

(情報の管理の徹底)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力によって知り得た情報の管理を徹底するものとし、その方策については、双方で協議するものとする。

甲の通信に係る情報、我が国の電気通信設備に関する情報等が漏えいした場合には、我が国安全保障において重大な支障を来すことが有り得ること、また、乙の電気通信設備に関する情報等が漏えいした場合には、乙の事業活動において重大な支障を来すことが有り得ることから、本条は、甲と乙が、この協定に基づく協力によって知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理について特に徹底すること、また、その方策については、法令及び規則類に基づき、双方で適切に協議することを規定している。

(地域協定)

第11条 甲の指定する部隊等と乙の指定する各地域技術部との間においては、この協定に基づく協力について、地域の実情に応じた措置を規定するための地域協定を締結することができる。

本条は、災害時における協力については各地域の実情に応じた対応が必要であることに鑑み、甲の部隊等と乙の各地域技術部とが、災害時における通信のための相互協力に関し、この協定に基づき、地域の実情に応じた協定を締結することができることを規定している。

ここにいう甲の部隊等とは、陸上自衛隊の方面隊とする。ただし、地域の状況等に応じて特に必要がある場合は、甲と乙との協議の上、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等を地域協定の締結主体とすることができる。

(その他)

第12条 この協定は、2通作成し、甲及び乙が各1通を保管するものとする。

2 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、甲及び乙のこの協定を所管する部署の間で定める。

3 この協定の改廃は、甲及び乙の間の合意がなければ、その効力を生じない。

(細部確認事項なし。)

附 則

この協定は、平成26年3月11日から施行する。

この協定は、締結の日である平成26年3月11日から施行することを定めている。

別紙様式

変更事項通知書

年 月 日

殿

(省名・社名)
(部署)

氏名
連絡先

担当者
担当部署
その他 ()

について変更がありましたので、通知します。

旧	新	備考

防衛省と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定第12条第2項の規定に基づき、この細部確認書を定める。

平成23年6月30日

防衛省運用企画局情報通信・研究課長

櫻井克則



株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ



防衛省と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの間の災害時における通信の確保 のための相互協力に関する協定の細部確認書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令並びに同法第36条第1項の規定により作成する防衛省防災業務計画及び同法第39条第1項の規定により作成する株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの防災業務計画に基づいて、災害時における通信の確保のための防衛省（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「乙」という。）との間の相互協力要領並びに当該協力のための連絡調整及び訓練の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

本条は、この協定の趣旨を規定している。

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「乙」という。）は災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関であり、同条第3号に規定する指定行政機関である防衛省（以下「甲」という。）とは、同法その他災害に関する法令において防災に関する措置を円滑かつ適切に遂行するために相互に協力することとされている。

なお、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの防災業務計画とは、災害対策基本法第39条第1項の規定により日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが共同して作成する防災業務計画を指す。

この協定に規定する災害とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいうが、この協定による実質的な協力の場面は、第4条及び第5条に規定するとおり、自衛隊法第83条第1項本文の規定により派遣された甲の部隊等と乙との間における相互協力である。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲と乙は、災害時に必要な情報を共有するため、あらかじめ連絡体制を確立させるものとする。

2 前項の場合において、甲と乙は、連絡先、責任者等の情報を隨時、相互に提供するものとする。

3 災害が発生したときは、第1項の連絡体制が機能するよう、甲と乙は速やかにそれぞれ適切な態勢をとるものとする。

本条は、災害の発生に備えた平素からの連絡体制の確立及び災害時の対応について規定している。

第1項で想定している連絡体制とは、具体的には以下のとおりである。

(1) 震度5弱以上の地震の発生時における連絡体制として、甲乙間で窓口となる電話番号をあらかじめ明らかにしておくほか、地震の発生時に窓口となる電話番号が使用できない場合に備え、担当者間で携帯電話等により連絡を取ることができる状態にしておくこととする。

(2) その他の災害の場合の対応については、前号に規定する連絡体制を参考に、地域協定で定めることとする。

第2項は、災害時において担当部署が必要な連絡を速やかに取るためには、平素から最新の連絡先、責任者等の情報を把握しておく必要があることから、定期的に連絡先、責任者等の情報を提供することについて定めている。

そのため、甲と乙は、人事異動、組織改編等に伴う連絡先、責任者等の変更があった場合には、甲については様式第1により、乙については様式第2により、相手方に対して遅滞なくその旨を連絡することとする。

第3項で想定している態勢とは、具体的には以下のとおりである。

(1) 震度5弱以上の地震の発生時には、担当者が職場外にいる場合に、各人の職場に移動することは必ずしも求められないが、携帯電話が受信できるような場所に移動するなどの対応をとることとする。

(2) その他の災害の場合の対応については、地域協定で定めることとする。

(災害時における情報共有)

第3条 甲と乙は、災害時における相互の活動を円滑に実施するため、被災情報及び活動状況の共有に努めるものとする。

本条は、自衛隊法第83条第1項の規定による要請の状況、当該要請を受けて活動する甲の部隊等の状況、甲が部隊運用等により収集した地域の被災状況、乙の電気通信設備の被災状況、被災した乙の電気通信設備の復旧のための乙の活動状況、乙が各通信設備からの警報等により収集した地域の被災状況等に関する情報の共有について規定している。

(電気通信設備の優先的な利用)

第4条 甲は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定により都道府県知事から要請を受けて活動している場合において、当該活動のために、当該都道府県知事の管轄する区域において災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用が必要であると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該利用の確保について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を乙に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から乙に対し、甲の電気通信設備の優先的な利用の確保について要請があったときは、乙は甲が必要とする電気通信設備を優先的に利用させるものとする。

本条は、自衛隊法第83条第1項の規定による要請を受けて活動する甲の部隊等が災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用を求める手続を確認的に規定している。想定する措置は、乙の端末機器(衛星携帯電話、携帯電話及びデータ端末)を使用した通信サービスを迅速に提供することである。当該利用は、都道府県を通じた借受けによる。

甲は、本条に規定する要請を行おうとするときは、双方が混乱なく迅速に協力を行うために、事前に乙に対して要請内容を通報し、調整を行うこととする。

(労務の確保等についての応援)

第5条 乙は、災害により乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため特に必要があると認めるときは、当該電気通信設備が所在する区域を管轄する都道府県知事に対して、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される甲の部隊等（同法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）による応援（災害対策基本法第80条第2項に規定する応援をいう。以下同じ。）について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を甲に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から甲に対し、当該応援について要請があつたときは、災害対策基本法第80条第2項に規定するところにより、正当な理由がない限り、甲は乙が必要とする応援を行うものとする。

本条は、災害により、乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため、災害対策基本法第80条第2項の規定による労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を乙が甲に対して求める場合の手続を確認的に規定している。

「自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される」とは、現に派遣されている場合のみならず、本条第1項の乙から都道府県知事に対する要請に基づいて初めて（都道府県知事から甲に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請があり）派遣される場合を含む。

当該応援に当たっては、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の人員、装備又は施設のいずれの使用も想定する。

応援の具体例は、それぞれ次のとおりとする。特に、物品の提供に当たっては、法令に規定されている要件等に留意する。

- ①労務：輸送、障害物の除去
- ②施設：物資の集積場所・宿泊施設の使用許可
- ③設備：電気通信設備・電力設備の使用許可
- ④物資：燃料・資材の提供、機材の貸出し

乙は、本条に規定する要請を行おうとするときは、双方が混乱なく迅速に協力をうるために、事前に甲に対して要請内容を通報し、調整を行うこととする。

(経費の求償等)

第6条 法令の定めるところによるほか、前2条の規定による措置について、相手方に対して、経費を求償し、又は損失の補償を求めるものとする。

本条は、慣例上、自衛隊法第83条第1項の規定による要請を行った都道府県知事と甲との間で、甲の活動に要した通信費を含む経費の負担及び甲の活動による第三者の損失の補償を当該都道府県知事に対して求める協定が締結されていることに鑑み、甲と乙との間では、この協定に基づき行った活動について、法令の定めるところによるものを除き、経費の求償をし、又は損失の補償を求めることがないことを規定している。

(相互協力に係る協議)

第7条 前3条に規定するもののほか、災害時における相互協力に関し必要な事項は、甲乙間の協議により定める。

本条は、都道府県知事の要請がないなど個別の状況によっては、災害時における通信の確保について前3条に規定する事項以外にも相互に協定すべき事項が生じる可能性があることから、その場合には甲と乙とが協議して定める旨を規定している。

本条により協議して行うこととされた協力は、甲と乙とがそれぞれの活動に支障を来さない範囲で行うものとするが、甲、乙とも、災害対策基本法上の指定行政機関及び指定公共機関としての責務を十分果たすよう、互いに協力することとする。

(定期的な訓練の実施)

第8条 甲と乙は、訓練内容等を協議の上、年1回以上協同して訓練を行うものとする。

本条は、第4条及び第5条の規定により協力を実行する際に甲と乙が円滑に連携することができるよう定期的に協同して訓練を行うことを規定している。

この協同訓練については、事前に双方で時期、内容等について協議した上で、年間の予定を決定し、年1回以上行うものとする。この訓練は、甲、乙それぞれが、指定行政機関及び指定公共機関としての責務として行うものであるため、訓練に係る費用については各々が負担する。

この協定に基づく訓練としては、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のうち、複数の自衛隊の部隊等と乙の広域的ネットワークとが協同して行う大規模な訓練のほか、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のいずれかの部隊等と当該部隊等との協力が想定される乙の各地域事業本部等とが協同して行うなどの小規模な訓練も含まれる。

訓練を計画する際には、甲乙双方の隊員及び職員の練度向上に資する訓練内容となるよう留意して計画を立てることとする。

(定期的な会議の開催)

第9条 甲と乙は、この協定に関する連絡調整のための会議を年1回以上開催するものとする。

本条は、連絡調整のための会議を年1回以上行うことと規定している。

この会議においては、甲と乙とが協同して行う訓練の日程や内容についての確認を行うとともに、訓練や災害時における協力についての意見交換等を行うものとする。

(情報の管理の徹底)

第10条 甲と乙は、この協定に基づき知り得た情報の管理を徹底するものとし、その方策については、双方で協議するものとする。

本条は、甲の通信に係る情報、我が国の電気通信設備に関する情報等が漏えいした場合には、我が国の安全保障において重大な支障を来すことが有り得ることから、本条は、甲と乙が、この協定に基づき知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理について特に徹底すること、また、その方策については、法令及び規則類に基づき、双方で適切に協議することを規定している。

(地域協定)

第11条 甲の指定する部隊等と乙の指定する事業本部等との間においては、この協定に基づく協力につき、現地の実情に応じた措置を規定するための地域協定を締結することができる。

本条は、災害時における協力については各地域の実情に応じた対応が必要であることに鑑み、甲の部隊等と乙の地域事業本部等とが、災害時における通信の確保のための相互協力に関し、この協定に基づき、現地の実情に応じた協定を締結することができることを規定している。

ここにいう甲の部隊等とは、陸上自衛隊の方面隊とする。ただし、地域の状況等に応じて特に必要がある場合は、甲と乙との協議の上、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等を地域協定の締結主体とすることができる。

(その他)

第12条 この協定は、2通作成し、甲と乙が各1通を保管するものとする。

2 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、甲と乙それぞれのこの協定を所管する課室の間で定める。

3 この協定の改廃は、甲と乙との間の合意がなければ、その効力を生じない。

(細部確認事項なし。)

附 則

この協定は、平成23年6月30日から施行する。

この協定は、締結の日である平成23年6月30日から施行することを定めている。

(様式第1)

変更事項通知書

年 月 日

(社名)

(部署名)

殿

防衛省 統合幕僚監部
指揮通信システム部 担当

氏 名

連絡先

担当者

担当部署

その他 ()

につき変更がありましたので、通知いたします。

旧	新	備考

(様式第2)

変更事項通知書

年 月 日

防衛省 統合幕僚監部
指揮通信システム部 担当 殿

(社名)
(部署名)

氏 名
連絡先

担当者
担当部署
その他 ()

につき変更がありましたので、通知いたします。

旧	新	備考

防衛省と西日本電信電話株式会社との間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定第12条第2項の規定に基づき、この細部確認書を定める。

平成23年6月30日

防衛省運用企画局情報通信・研究課長

櫻井克則



西日本電信電話株式会社



防衛省と西日本電信電話株式会社との間の災害時における通信の確保のための
相互協力に関する協定の細部確認書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令並びに同法第36条第1項の規定により作成する防衛省防災業務計画及び同法第39条第1項の規定により作成する西日本電信電話株式会社の防災業務計画に基づいて、災害時における通信の確保のための防衛省（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）との間の相互協力要領並びに当該協力のための連絡調整及び訓練の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

本条は、この協定の趣旨を規定している。

西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関であり、同条第3号に規定する指定行政機関である防衛省（以下「甲」という。）とは、同法その他災害に関する法令において防災に関する措置を円滑かつ適切に遂行するために相互に協力することとされている。

なお、西日本電信電話株式会社の防災業務計画とは、災害対策基本法第39条第1項の規定により日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが共同して作成する防災業務計画を指す。

この協定に規定する災害とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいうが、この協定による実質的な協力の場面は、第4条及び第5条に規定するとおり、自衛隊法第83条第1項本文の規定により派遣された甲の部隊等と乙との間における相互協力である。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲と乙は、災害時に必要な情報を共有するため、あらかじめ連絡体制を確立させるものとする。

2 前項の場合において、甲と乙は、連絡先、責任者等の情報を隨時、相互に提供するものとする。

3 災害が発生したときは、第1項の連絡体制が機能するよう、甲と乙は速やかにそれぞれ適切な態勢をとるものとする。

本条は、災害の発生に備えた平素からの連絡体制の確立及び災害時の対応について規定している。

第1項で想定している連絡体制とは、具体的には以下のとおりである。

(1) 震度5弱以上の地震の発生時における連絡体制として、甲乙間で窓口となる電話番号をあらかじめ明らかにしておくほか、地震の発生時に窓口となる電話番号が使用できない場合に備え、担当者間で携帯電話等により連絡を取ることができる状態にしておくこととする。

(2) その他の災害の場合の対応については、前号に規定する連絡体制を参考に、地域協定で定めることとする。

第2項は、災害時において担当部署が必要な連絡を速やかに取るためにには、平素から最新の連絡先、責任者等の情報を把握しておく必要があることから、定期的に連絡先、責任者等の情報を提供することについて定めている。

そのため、甲と乙は、人事異動、組織改編等に伴う連絡先、責任者等の変更があった場合には、甲については様式第1により、乙については様式第2により、相手方に対して遅滞なくその旨を連絡することとする。

第3項で想定している態勢とは、具体的には以下のとおりである。

(1) 震度5弱以上の地震の発生時には、担当者が職場外にいる場合に、各人の職場に移動することは必ずしも求められないが、携帯電話が受信できるような場所に移動するなどの対応をとることとする。

(2) その他の災害の場合の対応については、地域協定で定めることとする。

(災害時における情報共有)

第3条 甲と乙は、災害時における相互の活動を円滑に実施するため、被災情報及び活動状況の共有に努めるものとする。

本条は、自衛隊法第83条第1項の規定による要請の状況、当該要請を受けて活動する甲の部隊等の状況、甲が部隊運用等により収集した地域の被災状況、乙の電気通信設備の被災状況、被災した乙の電気通信設備の復旧のための乙の活動状況、乙が各通信設備からの警報等により収集した地域の被災状況等に関する情報の共有について規定している。

(電気通信設備の優先的な利用)

第4条 甲は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定により都道府県知事から要請を受けて活動している場合において、当該活動のために、当該都道府県知事の管轄する区域において災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用が必要であると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該利用の確保について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を乙に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から乙に対し、甲の電気通信設備の優先的な利用の確保について要請があったときは、乙は甲が必要とする電気通信設備を優先的に利用せるものとする。

本条は、自衛隊法第83条第1項の規定による要請を受けて活動する甲の部隊等が災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用を求める手続を確認的に規定している。想定する措置は、甲が活動に必要とする乙の電気通信設備を使用した別表に掲げる通信サービスを迅速に提供することである。当該利用は、既存の契約又は新たな契約による。

甲は、本条に規定する要請を行おうとするときは、双方が混乱なく迅速に協力を行うために、事前に乙に対して要請内容を通報し、調整を行うこととする。

(労務の確保等についての応援)

- 第5条 乙は、災害により乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため特に必要があると認めるときは、当該電気通信設備が所在する区域を管轄する都道府県知事に対して、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される甲の部隊等（同法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）による応援（災害対策基本法第80条第2項に規定する応援をいう。以下同じ。）について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を甲に通知する。
- 2 前項の場合において、当該都道府県知事から甲に対し、当該応援について要請があったときは、災害対策基本法第80条第2項に規定するところにより、正当な理由がない限り、甲は乙が必要とする応援を行うものとする。

本条は、災害により、乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため、災害対策基本法第80条第2項の規定による労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を乙が甲に対して求める場合の手続を確認的に規定している。

「自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される」とは、現に派遣されている場合のみならず、本条第1項の乙から都道府県知事に対する要請に基づいて初めて（都道府県知事から甲に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請があり）派遣される場合を含む。

当該応援に当たっては、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の人員、装備又は施設のいずれの使用も想定する。

応援の具体例は、それぞれ次のとおりとする。特に、物品の提供に当たっては、法令に規定されている要件等に留意する。

- ①労務：輸送、障害物の除去
- ②施設：物資の集積場所・宿泊施設の使用許可
- ③設備：電気通信設備・電力設備の使用許可
- ④物資：燃料・資材の提供、機材の貸出し

乙は、本条に規定する要請を行おうとするときは、双方が混乱なく迅速に協力をを行うために、事前に甲に対して要請内容を通報し、調整を行うこととする。

(経費の求償等)

- 第6条 法令の定めるところによるほか、前2条の規定による措置について、相手方に対して、経費を求償し、又は損失の補償を求めないものとする。

本条は、慣例上、自衛隊法第83条第1項の規定による要請を行った都道府県知事と甲との間で、甲の活動に要した通信費を含む経費の負担及び甲の活動による第三者の損失の補償を当該都道府県知事に対して求める協定が締結されていることに鑑み、甲と乙との間では、この協定に基づき行った活動について、法令の定めるところによるものを除き、経費の求償をし、又は損失の補償を求めることがないことを規定している。

(相互協力に係る協議)

第7条 前3条に規定するもののほか、災害時における相互協力に關し必要な事項は、甲乙間の協議により定める。

本条は、都道府県知事の要請がないなど個別の状況によっては、災害時における通信の確保について前3条に規定する事項以外にも相互に協定すべき事項が生じる可能性があることから、その場合には甲と乙とが協議して定める旨を規定している。

本条により協議して行うこととされた協力は、甲と乙とがそれぞれの活動に支障を來さない範囲で行うものとするが、甲、乙とも、災害対策基本法上の指定行政機関及び指定公共機関としての責務を十分果たすよう、互いに協力することとする。

(定期的な訓練の実施)

第8条 甲と乙は、訓練内容等を協議の上、年1回以上協同して訓練を行うものとする。

本条は、第4条及び第5条の規定により協力を行う際に甲と乙が円滑に連携することができるよう定期的に協同して訓練を行うことを規定している。

この協同訓練については、事前に双方で時期、内容等について協議した上で、年間の予定を決定し、年1回以上行うものとする。この訓練は、甲、乙それぞれが、指定行政機関及び指定公共機関としての責務として行うものであるため、訓練に係る費用については各々が負担する。

この協定に基づく訓練としては、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のうち、複数の自衛隊の部隊等と乙の広域的ネットワークとが協同して行う大規模な訓練のほか、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のいずれかの部隊等と当該部隊等との協力が想定される乙の各地域事業本部等とが協同して行うなどの小規模な訓練も含まれる。

訓練を計画する際には、甲乙双方の隊員及び職員の練度向上に資する訓練内容となるよう留意して計画を立てることとする。

(定期的な会議の開催)

第9条 甲と乙は、この協定に関する連絡調整のための会議を年1回以上開催するものとする。

本条は、連絡調整のための会議を年1回以上行うことと規定している。

この会議においては、甲と乙とが協同して行う訓練の日程や内容についての確認を行うとともに、訓練や災害時における協力についての意見交換等を行うものとする。

(情報の管理の徹底)

第10条 甲と乙は、この協定に基づき知り得た情報の管理を徹底するものとし、その方策については、双方で協議するものとする。

本条は、甲の通信に係る情報、我が国の電気通信設備に関する情報等が漏えいした場合には、我が国の安全保障において重大な支障を来すことが有り得ることから、本条は、甲と乙が、この協定に基づき知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理について特に徹底すること、また、その方策については、法令及び規則類に基づき、双方で適切に協議することを規定している。

(地域協定)

第11条 甲の指定する部隊等と乙の指定する事業本部等との間においては、この協定に基づく協力につき、現地の実情に応じた措置を規定するための地域協定を締結することができる。

本条は、災害時における協力については各地域の実情に応じた対応が必要であることに鑑み、甲の部隊等と乙の地域事業本部等とが、災害時における通信の確保のための相互協力に関し、この協定に基づき、現地の実情に応じた協定を締結することができることを規定している。

ここにいう甲の部隊等とは、陸上自衛隊の方面隊とする。ただし、地域の状況等に応じて特に必要がある場合は、甲と乙との協議の上、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等を地域協定の締結主体とすることができる。

(その他)

第12条 この協定は、2通作成し、甲と乙が各1通を保管するものとする。

2 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、甲と乙それぞれのこの協定を所管する課室の間で定める。

3 この協定の改廃は、甲と乙との間の合意がなければ、その効力を生じない。

(細部確認事項なし。)

附 則

この協定は、平成23年6月30日から施行する。

この協定は、締結の日である平成23年6月30日から施行することを定めている。

(様式第1)

変更事項通知書

年 月 日

(社名)
(部署名)

殿

防衛省 統合幕僚監部
指揮通信システム部 担当

氏名
連絡先

担当者
担当部署
その他 ()

につき変更がありましたので、通知いたします。

旧	新	備考

(様式第2)

変更事項通知書

年 月 日

防衛省 統合幕僚監部
指揮通信システム部 担当 殿

(社名)
(部署名)

氏 名
連絡先

担当者
担当部署
その他 ()

につき変更がありましたので、通知いたします。

旧	新	備考

(別表)

サービス	サービス品目	回線速度
	アナログ専用サービス	帯域項目(音声、3.4kHz)
専用サービス	デジタル専用サービス (H S D)	64k、128k、192k、256k、384k、512k、768k、 1M、1.5M、3M、4.5M、6M
	異間：デジタルリーチ (D R) 異内：デジタルアクセス (D A)	64k、128k、1.5M、6M
	ATMメガリンク	0.5M、1～135M (1M単位)

防衛省と東日本電信電話株式会社との間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定第12条第2項の規定に基づき、この細部確認書を定める。

平成23年6月30日

防衛省運用企画局情報通信・研究課長

櫻井克則



東日本電信電話株式会社



防衛省と東日本電信電話株式会社との間の災害時における通信の確保のための
相互協力に関する協定の細部確認書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令並びに同法第36条第1項の規定により作成する防衛省防災業務計画及び同法第39条第1項の規定により作成する東日本電信電話株式会社の防災業務計画に基づいて、災害時における通信の確保のための防衛省（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）との間の相互協力要領並びに当該協力のための連絡調整及び訓練の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

本条は、この協定の趣旨を規定している。

東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関であり、同条第3号に規定する指定行政機関である防衛省（以下「甲」という。）とは、同法その他災害に関する法令において防災に関する措置を円滑かつ適切に遂行するために相互に協力することとされている。

なお、東日本電信電話株式会社の防災業務計画とは、災害対策基本法第39条第1項の規定により日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが共同して作成する防災業務計画を指す。

この協定に規定する災害とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいうが、この協定による実質的な協力の場面は、第4条及び第5条に規定するとおり、自衛隊法第83条第1項本文の規定により派遣された甲の部隊等と乙との間における相互協力である。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲と乙は、災害時に必要な情報を共有するため、あらかじめ連絡体制を確立させるものとする。

2 前項の場合において、甲と乙は、連絡先、責任者等の情報を隨時、相互に提供するものとする。

3 災害が発生したときは、第1項の連絡体制が機能するよう、甲と乙は速やかにそれぞれ適切な態勢をとるものとする。

本条は、災害の発生に備えた平素からの連絡体制の確立及び災害時の対応について規定している。

第1項で想定している連絡体制とは、具体的には以下のとおりである。

(1) 震度5弱以上の地震の発生時における連絡体制として、甲乙間で窓口となる電話番号をあらかじめ明らかにしておくほか、地震の発生時に窓口となる電話番号が使用できない場合に備え、担当者間で携帯電話等により連絡を取ることができる状態にしておくこととする。

(2) その他の災害の場合の対応については、前号に規定する連絡体制を参考に、地域協定で定めることとする。

第2項は、災害時において担当部署が必要な連絡を速やかに取るためには、平素から最新の連絡先、責任者等の情報を把握しておく必要があることから、定期的に連絡先、責任者等の情報を提供することについて定めている。

そのため、甲と乙は、人事異動、組織改編等に伴う連絡先、責任者等の変更があった場合には、甲については様式第1により、乙については様式第2により、相手方に対して遅滞なくその旨を連絡することとする。

第3項で想定している態勢とは、具体的には以下のとおりである。

(1) 震度5弱以上の地震の発生時には、担当者が職場外にいる場合に、各人の職場に移動することは必ずしも求められないが、携帯電話が受信できるような場所に移動するなどの対応をとることとする。

(2) その他の災害の場合の対応については、地域協定で定めることとする。

(災害時における情報共有)

第3条 甲と乙は、災害時における相互の活動を円滑に実施するため、被災情報及び活動状況の共有に努めるものとする。

本条は、自衛隊法第83条第1項の規定による要請の状況、当該要請を受けて活動する甲の部隊等の状況、甲が部隊運用等により収集した地域の被災状況、乙の電気通信設備の被災状況、被災した乙の電気通信設備の復旧のための乙の活動状況、乙が各通信設備からの警報等により収集した地域の被災状況等に関する情報の共有について規定している。

(電気通信設備の優先的な利用)

第4条 甲は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定により都道府県知事から要請を受けて活動している場合において、当該活動のために、当該都道府県知事の管轄する区域において災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用が必要であると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該利用の確保について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を乙に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から乙に対し、甲の電気通信設備の優先的な利用の確保について要請があったときは、乙は甲が必要とする電気通信設備を優先的に利用させるものとする。

本条は、自衛隊法第83条第1項の規定による要請を受けて活動する甲の部隊等が災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用を求める手続を確認的に規定している。想定する措置は、甲が活動に必要とする乙の電気通信設備を使用した別表に掲げる通信サービスを迅速に提供することである。当該利用は、既存の契約又は新たな契約による。

甲は、本条に規定する要請を行おうとするときは、双方が混乱なく迅速に協力を行うために、事前に乙に対して要請内容を通報し、調整を行うこととする。

(労務の確保等についての応援)

- 第5条 乙は、災害により乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため特に必要があると認めるときは、当該電気通信設備が所在する区域を管轄する都道府県知事に対して、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される甲の部隊等（同法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）による応援（災害対策基本法第80条第2項に規定する応援をいう。以下同じ。）について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を甲に通知する。
- 2 前項の場合において、当該都道府県知事から甲に対し、当該応援について要請があったときは、災害対策基本法第80条第2項に規定するところにより、正当な理由がない限り、甲は乙が必要とする応援を行うものとする。

本条は、災害により、乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため、災害対策基本法第80条第2項の規定による労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を乙が甲に対して求める場合の手続を確認的に規定している。

「自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される」とは、現に派遣されている場合のみならず、本条第1項の乙から都道府県知事に対する要請に基づいて初めて（都道府県知事が甲に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請があり）派遣される場合を含む。

当該応援に当たっては、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の人員、装備又は施設のいずれの使用も想定する。

応援の具体例は、それぞれ次のとおりとする。特に、物品の提供に当たっては、法令に規定されている要件等に留意する。

- ①労務：輸送、障害物の除去
- ②施設：物資の集積場所・宿泊施設の使用許可
- ③設備：電気通信設備・電力設備の使用許可
- ④物資：燃料・資材の提供、機材の貸出し

乙は、本条に規定する要請を行おうとするときは、双方が混乱なく迅速に協力をうために、事前に甲に対して要請内容を通報し、調整を行うこととする。

(経費の求償等)

- 第6条 法令の定めるところによるほか、前2条の規定による措置について、相手方に対して、経費を求償し、又は損失の補償を求めないものとする。

本条は、慣例上、自衛隊法第83条第1項の規定による要請を行った都道府県知事と甲との間で、甲の活動に要した通信費を含む経費の負担及び甲の活動による第三者の損失の補償を当該都道府県知事に対して求める協定が締結されていることに鑑み、甲と乙との間では、この協定に基づき行った活動について、法令の定めるところによるものを除き、経費の求償をし、又は損失の補償を求めることがないことを規定している。

(相互協力に係る協議)

第7条 前3条に規定するもののほか、災害時における相互協力に關し必要な事項は、甲乙間の協議により定める。

本条は、都道府県知事の要請がないなど個別の状況によっては、災害時における通信の確保について前3条に規定する事項以外にも相互に協定すべき事項が生じる可能性があることから、その場合には甲と乙とが協議して定める旨を規定している。

本条により協議して行うこととされた協力は、甲と乙とがそれぞれの活動に支障を來さない範囲で行うものとするが、甲、乙とも、災害対策基本法上の指定行政機関及び指定公共機関としての責務を十分果たすよう、互いに協力することとする。

(定期的な訓練の実施)

第8条 甲と乙は、訓練内容等を協議の上、年1回以上協同して訓練を行うものとする。

本条は、第4条及び第5条の規定により協力を行う際に甲と乙が円滑に連携することができるよう定期的に協同して訓練を行うことを規定している。

この協同訓練については、事前に双方で時期、内容等について協議した上で、年間の予定を決定し、年1回以上行うものとする。この訓練は、甲、乙それぞれが、指定行政機関及び指定公共機関としての責務として行うものであるため、訓練に係る費用については各々が負担する。

この協定に基づく訓練としては、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のうち、複数の自衛隊の部隊等と乙の広域的ネットワークとが協同して行う大規模な訓練のほか、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のいずれかの部隊等と当該部隊等との協力が想定される乙の各地域事業本部等とが協同して行うなどの小規模な訓練も含まれる。

訓練を計画する際には、甲乙双方の隊員及び職員の練度向上に資する訓練内容となるよう留意して計画を立てることとする。

(定期的な会議の開催)

第9条 甲と乙は、この協定に関する連絡調整のための会議を年1回以上開催するものとする。

本条は、連絡調整のための会議を年1回以上行うことと規定している。

この会議においては、甲と乙とが協同して行う訓練の日程や内容についての確認を行うとともに、訓練や災害時における協力についての意見交換等を行うものとする。

(情報の管理の徹底)

第10条 甲と乙は、この協定に基づき知り得た情報の管理を徹底するものとし、その方策については、双方で協議するものとする。

本条は、甲の通信に係る情報、我が国の電気通信設備に関する情報等が漏えいした場合には、我が国の安全保障において重大な支障を来すことが有り得ることから、本条は、甲と乙が、この協定に基づき知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理について特に徹底すること、また、その方策については、法令及び規則類に基づき、双方で適切に協議することを規定している。

(地域協定)

第11条 甲の指定する部隊等と乙の指定する事業本部等との間においては、この協定に基づく協力につき、現地の実情に応じた措置を規定するための地域協定を締結することができる。

本条は、災害時における協力については各地域の実情に応じた対応が必要であることに鑑み、甲の部隊等と乙の地域事業本部等とが、災害時における通信の確保のための相互協力に関し、この協定に基づき、現地の実情に応じた協定を締結することができることを規定している。

ここにいう甲の部隊等とは、陸上自衛隊の方面隊とする。ただし、地域の状況等に応じて特に必要がある場合は、甲と乙との協議の上、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等を地域協定の締結主体とすることができる。

(その他)

第12条 この協定は、2通作成し、甲と乙が各1通を保管するものとする。

2 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、甲と乙それぞれのこの協定を所管する課室の間で定める。

3 この協定の改廃は、甲と乙との間の合意がなければ、その効力を生じない。

(細部確認事項なし。)

附 則

この協定は、平成23年6月30日から施行する。

この協定は、締結の日である平成23年6月30日から施行することを定めている。

(様式第1)

変更事項通知書

年 月 日

(社名)

(部署名)

殿

防衛省 統合幕僚監部
指揮通信システム部 担当

氏 名
連絡先

担当者

担当部署

その他 ()

につき変更がありましたので、通知いたします。

旧	新	備考

(様式第2)

変更事項通知書

年 月 日

防衛省 統合幕僚監部
指揮通信システム部 担当 殿

(社名)
(部署名)

氏 名
連絡先

担当者
担当部署
その他 ()

につき変更がありましたので、通知いたします。

旧	新	備考

(別表)

サービス	サービス品目	回線速度
	アナログ専用サービス	帯域項目(音声、3.4kHz)
専用サービス	デジタル専用サービス (H S D)	64k、128k、192k、256k、384k、512k、768k、 1M、1.5M、3M、4.5M、6M
	県間：デジタルリーチ (D R) 県内：デジタルアkses (D A)	64k、128k、1.5M、6M
	A TMメガリンク	0.5M、1～135M (1M 単位)